

公益社団法人日本給食サービス協会

給食サービス産業優良社員表彰規程

(趣旨)

第 1 条 集団給食業界にとって、労働力の確保と人材の育成は、極めて重要な課題となっており、労働力の確保と人材の育成が業界の今後を左右すると云っても過言でない。このため、会員企業の優良社員を表彰し、社員に誇りをもって働いてもらうことにより労働力の確保と人材の育成に資するとともに、集団給食業界の国民的役割の認識と業界のイメージアップを図るものである。

(表彰を行う者)

第 2 条 公益社団法人日本給食サービス協会会長

(表彰を受ける者)

第 3 条 永年にわたり会員企業の社員として、企業の発展に尽力するとともに、業界の発展に寄与した者

(授与品)

第 4 条 表彰は、表彰状及び副賞を授与して行う。

(表彰委員会)

第 5 条 表彰は公正かつ適切に行うため表彰委員会を置く。

表彰委員は、公益社団法人日本給食サービス協会会長、同会長代行、同副会長、同相談役理事及び専務理事とする。

附 則

1 この規程は、平成23年3月24日の「公益社団法人日本給食サービス協会設立登記に伴う法人名読替規程」の制定に伴い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成25年10月10日に改正し、平成25年10月10日から施行する。